

令和7年3月26日

トラック輸送における取引環境・労働時間改善
石川県地方協議会 委員各位

トラック輸送における取引環境・労働時間改善
石川県地方協議会事務局
(石川労働局・石川運輸支局・(一社)石川県トラック協会)

「第19回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会」の
開催について(書面開催)

平素よりトラック輸送にかかる取引環境の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
初めに、「第18回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会」
(書面開催)では、御協力を賜り誠にありがとうございました。御審議の結果、全会一致
で御承認いただきましたことを御報告するとともに、今後の協議会活動がより効果的にな
るように努めて参りたいと存じます。

さて、標記の第19回協議会につきましては、本来であれば会議を開催させていただくこ
ころであります。協議事項が取り組み報告であることから、書面形式により協議会の開催
に代えさせていただきたいと存じます。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ではございますが、下記報告事項につきまして、
御意見や御感想がございましたら、令和7年4月11日までに、下記のメールアドレスあて
に御回報いただければと存じます。(特段の御意見等がない場合は、御回報いただく必要は
ございません。)

記

報告事項

- ・令和6年度における石川県地方協議会の取り組みについて

添付資料

- ・令和6年度における石川県地方協議会の取り組み

連絡先(担当)

北陸信越運輸局石川運輸支局

輸送・監査部門 塚原、今花

電話: 076-208-6000 (⇒その後「1」をプッシュ)

E-mail: tsukahara-y5483@mlit.go.jp

令和6年度における石川県地方協議会の取り組み

○「改善基準告示」解説セミナーの開催

実施日：令和6年8月22日（木）

参加者：50名（46社）

【概要】改正改善基準告示が令和6年4月から施行されたことを受けて、事業者の円滑な対応を支援するために、改正内容や取り組むべき事項等について外部講師が解説するセミナーを開催した。



セミナー中の写真

○価格転嫁に向けた運賃交渉等相談会の開催

実施日：令和6年9月26日（木）、10月30日（水）、11月13日（水）

参加者：11社

【概要】事業者が抱える荷主企業との運賃交渉に関する課題の解消を図り、運賃設定及び取引先との交渉を支援するため、専門家による個別の相談会を開催した。



相談会中の写真

令和6年度における石川県地方協議会の取り組み

○人材確保・労働環境改善セミナーの開催

実施日：令和6年10月22日（火） 参加者：21名（19社）

【概要】外部講師を招き、人材の採用及び定着に向けた職場環境の整理、働き方改革へ対応した実務等に関するセミナーを開催し、事業者の人材確保支援を推進した。



セミナー中の写真

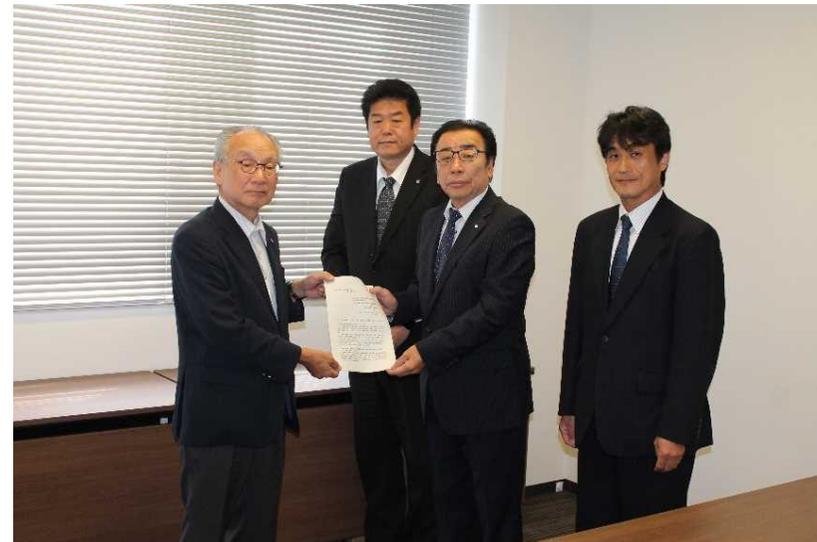
○荷主団体へ取引環境改善に向けた要請行動

実施日：令和6年11月1日（金）、11月6日（水）

要請実施団体：トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会事務局（石川労働局、石川運輸支局、石川県トラック協会）

要請先：一般社団法人石川県経営者協会、石川県商工会議所連合会、石川県商工会連合会、石川県中小企業団体中央会

【概要】トラック運送事業の健全な運営を確保し、物流機能が滞ることのないようにするために、①自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の見直しに関するご理解とご協力について、②標準的な運賃の告示制度のご理解とご協力について、③異常気象時下における輸送に関するご理解とご協力について、④荷役作業時における労働災害防止対策についての、これら4点について傘下会員への周知等いただくよう要請した。（P2～3の資料を手交）



石川県経営者協会への要請行動時の写真
 （左から、石川県経営者協会 高松会長、
 石川運輸支局 猿谷支局長、
 石川県トラック協会 久安会長、
 石川労働局 八木局長）

令和6年度における石川県地方協議会の取り組み

令和6年11月1日

一般社団法人石川県経営者協会会長
高松 喜与志 殿

〔トラック輸送における取引環境・労働時間改善〕
石川県地方協議会事務局

国土交通省北陸信越運輸局石川運輸支局長
猿谷 克幸
厚生労働省石川労働局長
八木 健一
一般社団法人石川県トラック協会会長
久安 常信

トラック運送事業者のコンプライアンス確保に向けた御理解と御協力へのお願い

平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業は、我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能であり、平時における運送のみならず、災害時における緊急支援助物資の運送を担っており、令和6年能登半島地震においては、多くのトラック運送事業者が被災地支援に尽力しております。

また、発荷主企業のみならず、着荷主企業も含め、適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請事業者の監視を強化するために、「トラックGメン」が設置されるなど、官民一体となった取り組みが行われているところであります。

このような、我が国の経済と地域のくらしを支えるライフラインとして、公共性の高い極めて重要な役割を果たしているトラック運送事業の健全な運営を確保するために、以下について御理解と御協力をお願い申し上げます。

1. 時間外労働の上限規制及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に関する御理解と御協力について

自動車運転の業務については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により改正された労働基準法に基づき、令和6年4月1日に年間960時間の時間外労働の上限規制が適用され、また、令和4年12月23日に「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下、「改善基準告示」といいます。）が改正され、令和6年4月1日から適用されております。

トラックドライバーの長時間労働を改善するためには、トラック運送事業者のみならず、荷主企業の御配慮も不可欠であることから、上限規制及び改善基準告示の内容について運送業務の発注担当者にも、あらためて御理解をいただき、長時間の恒常的な荷待ち時間等が発生させないよう、傘下会員への周知等に御協力いただきますようお願い申し上げます。

2. 標準的な運賃の告示制度の御理解と御協力について

自動車運転の業務については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により改正された労働基準法に基づき、令和6年4月1日から年間960時間の時間外労働の上限規制が適用されておりますが、長時間労働の是正が期待される一方で、トラック運送事業者における人手不足の更なる深刻化が懸念されております。こうした状況を踏まえ、トラック運送事業者の適正な運賃收受の下支えとなる環境を整備することにより、トラックドライバーの労働条件を改善し、安定的かつ持続的な物流を確保するため、「貨物自動車運送事業法」が改正され、国土交通大臣が適正な運賃水準を標準的な運賃として令和2年4月24日に告示しました。

この標準的な運賃については、運賃水準を8%引き上げるとともに、荷役の対価等を加算した、新たな運賃が令和6年3月22日に告示、同年6月1日に施行されたところです。

つきましては、物流機能の維持とトラック運送事業者の働き方改革・コンプライアンス確保に向けて当該告示の趣旨について御理解いただき、傘下会員への周知等に御協力いただきますようお願い申し上げます。

3. 異常気象時下における輸送に関する御理解と御協力について

近年、大雪により、関越道及び北陸道で大型車両が長時間にわたり滞留する事案や強風による車両の横転事故、大雨による河川の氾濫や土砂崩れ等が発生しています。

このような場合には、運転者の生命や身体が害されるおそれがあることはもとより、当初の運行計画が崩れることにより、物流全体の効率性が損なわれ、持続的な物流機能にも影響を与えるおそれがあります。

国土交通省では、令和2年2月に台風等の異常気象時における輸送の在り方の目安を定めておりますが、異常気象時において、輸送の安全の確保が困難な状況下での輸送依頼の抑制に御理解をいただくとともに、無理な輸送の強要を行わないよう、傘下会員への周知等に御協力いただきますようお願い申し上げます。

4. 荷役作業時における労働災害防止対策への御理解と御協力について

トラック運送事業における労働災害の発生率は、就業者数の多い業種の中でも突出して高い水準にあり、荷役作業時の「墜落・転落」など多くの労働災害が発生しております。

特にその大半は、荷主、配送先等の施設内で発生しており、こうした貨物の積卸し等に伴う労働災害は、荷主の皆様が提供する作業環境に影響されることが多く、個々のトラック運送事業者による対策だけでは限界があります。

つきましては、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（厚生労働省策定）」等を守りいただくとともに、令和5年10月1日以降順次施行された改正労働安全衛生規則において、「昇降設備の設置」と「墜落時保護用保護帽の着用」の適用範囲が最大積載荷重2トン以上の貨物自動車に拡大されたこと及び「テールゲートリフター作業時の特別教育」がトラック運送事業者に義務付けられたことについてあらためて御理解いただき、傘下会員への周知等トラックドライバーの労働災害防止対策に御協力いただきますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】

(リーフレットや制度改正について)

- 国土交通省 北陸信越運輸局 石川運輸支局 輸送・監査部門 ☎076-208-6000
- 厚生労働省 石川労働局 労働基準部 監督課 ☎076-265-4423
- 一般社団法人 石川県トラック協会 ☎076-239-2511

令和6年度における石川県地方協議会の取り組み

荷主の皆様へ

**安定した輸送力を確保するため、
「標準的な運賃」にご理解ください。**

新型コロナウイルス感染症が拡大するなかでも、経済活動を止めないため、トラックドライバーは日夜稼働の続けております。
しかしながら、少子高齢化や労働環境の厳しさを背景にドライバー不足が懸念されております。
こうした状況を打開するため、国土交通省は貨物自動車運送事業法に基づき、令和2年4月、「標準的な運賃」を告示しました。トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的な事業を行ううえで重要な役割を担ったのです。
持続可能な物流を実現するため、残念の経緯、「標準的な運賃」の趣旨にご理解いただき、ご協力いただけますようお願いいたします。

■標準的な運賃は、立ちこたえコードからご確認いただけます。
■トラック標準的な運賃は掲載して下います。

ドライバーの命と大切な荷物を守るために！ 異常気象時は運行中止も視野に…

台風等による異常気象時下における無理な運行により、近年、事業用トラックの積載事故等が相次ぐなど、トラック運送事業の運行に支障をきたす事案が数発見されております。
台風等による積載事故が頻発する場合には、速やかに対応した「異常気象時における積載の目安」を、船主・発荷主等とも連携を図りつつ、ドライバーの命と大切な荷物を守るための行動の取組に取り組みましょう。
なお、安全な輸送を行うことができないと判断したにもかかわらず、荷主等に輸送を希望された場合、国土交通省のホームページに設置する「異常気象の事業停止」窓、倉庫等の地方運輸局又は運輸支局等にその旨を連絡する手配が設けられています。

⚠️ 異常気象時における措置の目安 ⚠️

気象状況	雨の降り率	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安*
降雨時	20~30mm/h	ワイパーもまわしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30~50mm/h	乗客の行脚、乗員と乗客の間に水飛がし、ブレーキが効かなくなる（ハイドラムブレーキ故障）	輸送を中止することも検討するべき
	60mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
強風時	10~15m/s	積載の安定性の低下が懸念される。高速運転中は積載に揺られる可能性がある	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15~20m/s	高速運転中は、積載に揺られる懸念が大きくなる	輸送を中止することも検討するべき
	20~30m/s	積載の揺れで運転するの困難になる	輸送を中止することも検討するべき
	30m/s以上	走行中のトラックが積載する	輸送することは適切ではない
加害時		大雪注意報が発令されているときは必要な措置を講じるべき	
視界不良・濃霧・暴風時		視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき	
雪積発生時		輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき	

*輸送を中止しないことと運賃に差を付けて輸送を行うものではないが、国土交通省が実施する調査において、輸送の安全を確保するための措置を講じて輸送しなかったと判断された場合は、「貨物自動車運送事業法」に基づき1年以内の200万円以内の罰金（第77条、第78条）が科せられる可能性がある。

2024年問題の解決に向けて

付帯作業について ドライバーの負担軽減を お願い致します。

ここでの作業で時間がかかると、後の配送が遅れるなあ

ついでにお願い

**ドライバーの確保と持続可能な物流の実現に向けて
荷主の皆様のご協力をお願いします**

「付帯作業」は、別途料金が必要となります。

契約外の無償による付帯作業は、法令違反の原因となるおそれがあります。

2024年問題とは
トラック運転者の時間外労働に即前付きの上限規制（960時間/年）が適用され、運転者1人あたりの労働時間が短くなることでトラック運転者不足とトラック輸送の供給量が縮小することが懸念される問題の事をいいます。

2024年問題の解決に向けて

荷待ち時間について 荷主の皆様のご協力を お願い致します。

もう少し待ってくれる？

本当は時間が押してるんだけど...

**ドライバーの確保と持続可能な物流の実現に向けて
荷主の皆様のご協力をお願いします**

「荷待ち時間」は、別途料金が必要となります。

長時間の荷待ち等は、法令違反の原因となるおそれがあります。

2024年問題とは
トラック運転者の時間外労働に即前付きの上限規制（960時間/年）が適用され、運転者1人あたりの労働時間が短くなることでトラック運転者不足とトラック輸送の供給量が縮小することが懸念される問題の事をいいます。

荷主の皆様へ

トラック運送業界からの

お願い。



墜落・転落防止のための設備等をご用意ください

- 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインの徹底
- 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドラインの徹底

トラックドライバーの労働災害の多くは、荷主等の施設内で発生しております。荷役作業時の安全対策にご協力をお願いします。

北陸信越運輸局 石川分事務所 一般社団法人石川県トラック協会 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 石川支部
2024.10.08 2020

トラックGメンは見逃しません

トラック運送事業における取引の適正化や労働環境の改善を促すため、国土交通省にトラックGメンが創設されました。以下に掲げる行為を行っている疑いのある荷主・元請事業者に対し、法令に基づいて「働きかけ」「要請」「勧告・公表」を行っています。

<p>長時間の荷待ち</p> <p>もう少し早くよ！ 荷もいっつも積まれるんだ</p> <p>もう少し早くよ！ もう少し早くよ！</p>	<p>契約にない付帯業務</p> <p>お荷物運ばないでよ！ お荷物運ばないでよ！</p> <p>お荷物運ばないでよ！ お荷物運ばないでよ！</p>	<p>運賃・料金の不当な措置</p> <p>お荷物運ばないでよ！ お荷物運ばないでよ！</p> <p>お荷物運ばないでよ！ お荷物運ばないでよ！</p>
<p>過積載運送の指示・容認</p> <p>お荷物運ばないでよ！ お荷物運ばないでよ！</p> <p>お荷物運ばないでよ！ お荷物運ばないでよ！</p>	<p>異常気象時の運送依頼</p> <p>お荷物運ばないでよ！ お荷物運ばないでよ！</p> <p>お荷物運ばないでよ！ お荷物運ばないでよ！</p>	<p>無理な運送依頼</p> <p>お荷物運ばないでよ！ お荷物運ばないでよ！</p> <p>お荷物運ばないでよ！ お荷物運ばないでよ！</p>

トラック運送事業者が関係法令を遵守した運送が行えるよう、荷主・元請事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

詳しくは国土交通省物流・自動車用貨物運送事業課のホームページをご覧ください。
https://www.mft.go.jp/akashiya/stone_24_020116.htm

改正された「標準貨物自動車運送約款」が施行されます

令和6年6月1日施行 (令和6年3月22日告示)

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

- 荷待ち・荷役作業等の運送以外のサービスの内容が明確化されました [関係条項: 標準運送約款(第61条)]

改正前	改正後
積込み、取卸し等の業務は、「第2章運送業務等」で規定されていました。待機時間、付帯業務等は、「第3章付帯業務」で規定されていました。	運送以外の業務は、「第2章運送業務等」から分離し第3章として「積込み又は取卸し等」に規定されました。また、トラック運送事業者が運送以外の業務を引き受けた場合、契約にないものを含め、対価を收受する旨が規定されました。
- 運賃・料金、付帯業務等を記載した書面を交付することになりました [関係条項: 標準運送約款(第6条及び第7条)]

改正前	改正後
荷送人による運送の申込み、トラック運送事業者による運送の引受けについては、明確な規定がありませんでした。	運送を申込み荷送人、運送を引受けトラック運送事業者は、それぞれ運賃・料金、付帯業務等を記載した書面(電磁的方法を含む。)である運送申込書、運送引受書を相互に交付する旨が規定されました。

令和6年度における石川県地方協議会の取り組み

○「標準的な運賃」活用セミナーの開催

実施日：令和6年11月26日（火）

参加者：20名（16社）

【概要】新たな「標準的な運賃」告示制度の概要、当制度を活用した原価計算や荷主との交渉方法を学ぶことができるセミナーを開催し、当制度の更なる普及促進を図った。



セミナー中の写真

○「2024年問題」に関するアンケート調査の実施

実施期間：令和6年10月24日～11月8日

調査方法：Webアンケート 回答：216事業所

【概要】2024年4月から、トラックドライバーの時間外労働の960時間上限規制と改正改善基準告示が適用されることで、労働時間が短くなり、輸送量低下等が生じる可能性が懸念される「2024年問題」に関するアンケート調査を実施。

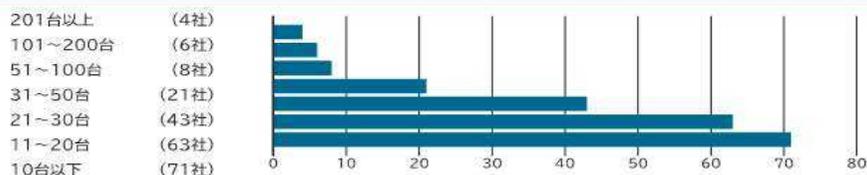
計216事業所から回答があり、各所の2024年問題による影響の内容や、荷主との運賃等交渉の状況等が集約された。

集約物については、今後、活用に努めていく。

令和6年度における石川県地方協議会の取り組み

「2024年問題」に関するアンケート調査結果

① 保有するトラック台数

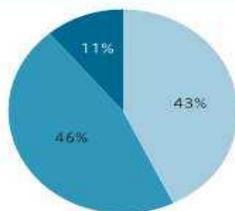


② 取扱い量が最も多い輸送品目

- | | | |
|-------------------|-----------------|---------------|
| ○機械・機械部品 (33社) | ○食料品 (23社) | ○日用品・雑貨 (19社) |
| ○鉄鋼・金属製品 (18社) | ○砂利・砂・石材 (17社) | ○繊維・衣料品 (15社) |
| ○廃棄物 (15社) | ○化学製品・ゴム製品 (9社) | ○紙・紙加工品 (4社) |
| ○飲料 (3社) | ○水産品 (3社) | ○木材 (3社) |
| ○輸送機械・輸送機械部品 (3社) | ○石油・石炭 (3社) | ○窯業・土石製品 (3社) |
| ○農産物 (2社) | ○家電品・家電部品 (2社) | ○引越貨物 (1社) |
| ○コンテナ (1社) | ○その他 (40社) | |

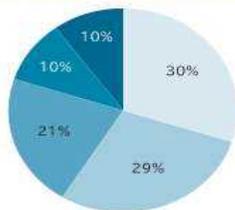
③ 「2024年問題」による影響について

- | | |
|-----------|--------|
| ■影響が出ている | (93社) |
| ■影響は出ていない | (100社) |
| ■わからない | (23社) |



④ 具体的な影響について((3)で「影響が出ている」とお答えになった方) ※複数回答あり

- | | |
|----------------|-------|
| ■収入の減少 | (46件) |
| ■ドライバーの減少 | (44件) |
| ■ドライバーの「賃金」の減少 | (33件) |
| ■長距離運行の廃止 | (16件) |
| ■その他 | (15件) |

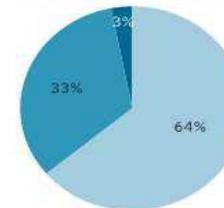


⑤ 「2024年問題」に対応するための現在の取り組み状況について ※複数回答あり

- 荷主への運賃交渉 (109件)
- ドライバー確保・育成 (100件)
- 従業員の賃上げ (96件)
- 運行計画の見直し・効率化 (84件)
- 荷主への待機時間、荷役作業時間等の見直し交渉 (62件)
- 共同輸送・中継輸送 (21件)
- 特に取り組みなし (4件)
- その他 (3件)

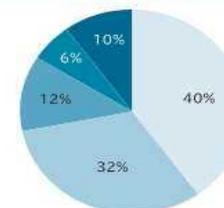
⑥ 「2024年問題」に対する荷主の対応について

- | | |
|--------------------|--------|
| ■改善してくれた | (139件) |
| ■理解を示しているが、改善はしてない | (71件) |
| ■理解を得られない | (6件) |



⑦ 荷主との運賃等の交渉について

- | | |
|---------------|-------|
| ■全ての荷主と交渉した | (86件) |
| ■5割以上の荷主と交渉した | (70件) |
| ■3割以上の荷主と交渉した | (26件) |
| ■1割以上の荷主と交渉した | (12件) |
| ■交渉していない | (22件) |

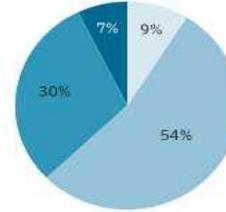


⑧ 運賃等の交渉結果について ※複数回答あり

- 運賃の「満額」値上げ (43件)
- 運賃の「一部」値上げ (142件)
- 有料道路利用料の値上げ・収受 (63件)
- 待機料、附帯料の値上げ・収受 (32件)
- 燃料サーチャージの値上げ・収受 (21件)
- 特殊車両割増の収受 (8件)
- 待機時間の削減 (37件)
- 附帯作業の削減 (32件)
- 現状維持 (12件)
- 仕事量の減少 (11件)
- 値下げ (1件)
- その他 (3件)

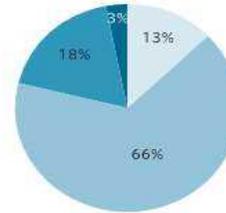
9 運賃等の値上げ率について

3割以上の値上げ	(16件)
1割以上の値上げ	(97件)
0.5割(5%)の値上げ	(54件)
0.5割(5%)未満の値上げ	(13件)



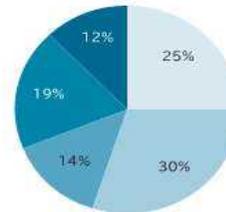
10 交渉の際に提示した運賃について

標準的な運賃	(23件)
標準的な運賃を参考にした自社計算の運賃	(121件)
計算せず、おおよその値上げ率	(32件)
その他	(6件)



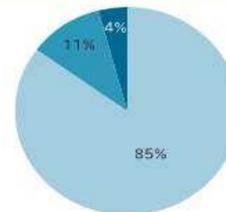
11 運賃交渉を行わなかった理由について

荷主の経営状況を考慮	(19件)
契約が打ち切られる可能性を考慮	(23件)
同業者が行っていないため	(11件)
現行運賃で充足しているため	(15件)
その他	(9件)



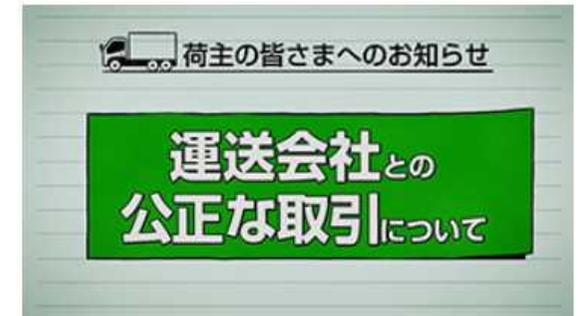
12 関係行政機関への通報・相談窓口(トラックGメン含む)の活用状況について

活用した	(8件)
知っているが、活用したことはない	(171件)
知らない	(23件)



荷主向け広報啓発活動(テレビCM等)

- 1 概要 働き方改革の実現及び「2024年問題」への対応に関し、荷主向けテレビCMを放送し、「買ったたき」に対する周知を図るとともに、運送事業者と荷主との取引環境の整備に努めた。
- 2 放送期間 令和6年11月25日(月)～令和7年1月31日(金)
※主に6:00～8:00・20:00～24:00の時間帯(計144回)
- 3 放送局 地上波4局(テレビ金沢、北陸放送、北陸朝日放送、石川テレビ)
- 4 内容 荷主向けテレビCM「公正な取引について」2編の放送
 - ・燃料高騰編
 - ・人件費高騰編



公正な取引について「燃料高騰編」



公正な取引について「人件費高騰編」

「2024年問題」への対応に係る広報活動

- 1 概要 「2024年問題」の解消を図るための商慣行の見直しに向け、荷主や一般消費者等のより一層の理解促進を図るための広報活動を展開し、会員事業者の取引環境の改善に努めた。
- 2 放送期間 令和6年9月1日(日)～11月30日(土)
- 3 広報媒体 YouTubeによるインストリーム広告
(エリア:石川県、年齢:18歳～64歳、性別:オール)
- 4 内容 トラック輸送業界「2024年問題」の放送
- 5 その他 広告表示回数:962,481回
視聴数:303,724回(平均視聴率:31.56%)



物流の2024年問題「荷主・企業編」

○トラック輸送産業の現状と課題にかかる座談会

実施日：令和6年12月19日（木）

出席者：佐川急便株式会社北陸支店、西濃運輸株式会社金沢支店

トナミ運輸株式会社北陸主管支店、日本通運株式会社北陸支店

ヤマト運輸株式会社北信越統括（五十音順）

【概要】令和6年度に入り、改善基準告示の改正や新たな標準的な運賃が告示されてから、半年近くが経過したところ、荷主とパートナー企業の間に入る元請事業者に参画いただき、今日のトラック運送業界における新たな問題、あるいは諸問題解決のためのヒントになり得るような取組、要望等を集約した。同会については来年度以降も実施する予定である。



座談会中の写真